



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 3 月25日金曜日 第1644号外 4

◇ 目 次 ◇

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表（3件）..... 1

監 査 公 表

○公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年 3 月25日

愛媛県監査委員	吉 久 宏
同	壺 内 紘 光
同	玉 井 実 雄
同	竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成16年 2 月20日
中 央 児 童 相 談 所	平成16年 4 月20日
南 予 児 童 相 談 所	平成16年 5 月18日

（監査の結果）

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。
（東予児童相談所）
- 2 児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。
（中央児童相談所）
（南予児童相談所）

（措置の内容）

- 1 東予児童相談所
児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めました。
また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話や担当福祉司の家庭訪問等による納入促進に努めました。
平成16年10月には、徴収検討会議を開催し、未納者リストを作成、家庭の状況の把握、徴収方法の検討を行ない督促を実施しました。
今年度は特に高額滞納者を重点に対応し、債務承認の手続き（時効の中断）1件、家族の自己破産に伴う後見人選任を四国中央市長に申請1件を行いました。
これらの結果、平成16年度における滞納繰越分の納入は、平成17年1月31日現在 682,880円であり、前年度同期と比べ件数では10件減少したものの、金額では 390,820円の増額となりました。
（15年度 56件 292,060円、16年度 46件 682,880円）
今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

2 中央児童相談所

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めました。

平成15年度から制定した「児童福祉施設入所負担金徴収マニュアル」に基づき、平成16年10月に徴収検討会議を開催し、所内に滞納整理班を設け、個人別滞納整理表の作成により世帯状況を整理するとともに、16年11月末から収入のある者への一斉電話督促を、16年12月から17年1月にかけて世帯訪問を実施しました。

その結果、平成16年度における滞納繰越分の納入は、17年1月末現在で125件・2,070,450円であり、前年度同期と比べ45件・363,680円増となりました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

3 南予児童相談所

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めました。

滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話による催告、担当者による家庭訪問による納入催告を行いました。

また、平成16年は、4回の徴収検討会議を開催し、家庭の状況の把握、徴収方法の検討を行い督促を実施しました。

これらの結果、平成16年度における滞納繰越分の納入は、平成17年1月31日現在で72件・1,090,600円であり、前年度同期と比べ件数では2件減少したが納入額では102,460円増となりました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

○公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年 3 月25日

愛媛県監査委員	吉 久 宏
同	壺 内 紘 光
同	玉 井 実 雄
同	竹 田 祥 一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
西 条 地 方 局 建 設 部	平成16年 8 月23日
松 山 地 方 局 久 万 土 木 事 務 所	平成16年 9 月13日
松 山 地 方 局 産 業 経 済 部	平成16年 9 月 8 日

（監査の結果）

- 1 作業服等の購入方法（分割発注の採用）に留意を要するものが認められた。
（西条地方局建設部）

(松山地方局久万土木事務所)

2 地域水産物供給基盤整備補助事業(平成15年度上灘漁港宮崎西防波堤新設工事:双海町施工分)において、基礎捨石工、上部工(コンクリート打設)及び共通仮設費(監督員経費、ドック損料)に係る設計積算の審査に留意を要するものが認められた。

(松山地方局産業経済部)

3 パソコンの購入方法(分割発注の採用)に留意を要するものが認められた。(松山地方局産業経済部)

(措置の内容)

1(1)西条地方局建設部

作業服等に限らず、同時期にまとめて購入することが適当と認められる同種の物品については、一括して契約することとした。

(2)松山地方局久万土木事務所

作業服等の購入について、年度当初同時期に、品目別に分割して1者から購入していたが、今後は、同時期に購入するものについては、一括して複数業者から見積もりを徴し、契約する。

2 松山地方局産業経済部

工事の設計積算にあたっては、毎年市町村職員の研修等を通じ資質向上に努めるとともに、地方局、漁港課において設計審査をおこなっているところであるが、今回の指摘を受けてより一層の厳正な審査に努めるため、設計積算方法の徹底と審査・検算の強化を目的とした具体的な設計書の作成及び審査の改善策を策定し、関係者へ周知徹底して適正な執行に努めることとした。

なお、特に県の審査については、地方局と漁港課の二重チェックが的確に機能するよう、それぞれの分担する審査項目を明確に区分して対応することとした。

3 松山地方局産業経済部

今後、複数の同一備品を購入する際には、一括発注し、安価購入に努めるよう、職員の指導を徹底した。

○公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年3月25日

愛媛県監査委員	吉久宏
同	壺内紘光
同	玉井実雄
同	竹田祥一

監査対象機関	監査年月日
建築住宅課	平成16年10月12日

(監査の結果)

住宅貸付損害金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についても一層の努力が望まれる。

(措置の内容)

15年度末時点における住宅貸付損害金(30名14,575,798円、併せて滞納している住宅貸付料19,706,080円)の滞納者に対しては、住宅貸付料滞納分とともに催告通知、訪問指導等を行い未収金の回収に努めている。

16年度については、損害金は1名8,000円、住宅貸付料滞納金は4名386,300円の納入があり、今後とも地方局と連携しながら収入の確保に努めることとしている。